

朝日大学内部質保証方針

朝日大学は、内部質保証を推進するため、以下のとおり方針を定める。

1 基本的な考え方

- (1) 朝日大学学則第2条の3の規定に基づき、本大学の建学の精神、教育目標及び三つの方針（「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」）の具現化に向けて、学長のリーダーシップのもとに、教育研究をはじめとする大学の諸活動について自ら点検・評価を行い、その結果を踏まえて、質の向上に向けた恒常的な改善・改革を推進する。
- (2) 自己点検・評価については、本大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の全てにおいて実施する。また、各学部・研究科等は、客観的な根拠資料又はデータに基づき、教育研究等の状況を定期的に把握し、改善に努める。
- (3) 全学における内部質保証の推進に責任を負う組織を新たに置く。
- (4) 自己点検・評価による改善を検証するため、外部評価（機関別認証評価を含む。）を受けるものとする。
- (5) 各学部・研究科等は、自己点検・評価の結果をもとに、分野別の外部評価を受けることができる。
- (6) 自己点検・評価結果、外部評価結果については、社会的公表を行う。
- (7) 質保証について、学内の理解を促し、組織文化として定着を図る。

2 組織体制等

- (1) 全学における組織体制等
 - ① 全学における内部質保証の推進に責任を負う組織として、学長を委員長とする内部質保証推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。学長は、委員会が取りまとめた全学の点検・評価結果を受けて、改善が必要と思われる事項について、委員会を通して当該学部・研究科等の長に改善の実施を求める。当該学部・研究科等の長は、当該事項に関する改善計画を委員会に提出する。また、当該学部・研究科等の長は、改善の実施を求められた事項に関する改善結果について、委員会に報告を行う。これらの過程を通して、改善を促し、全学における内部質保証の推進を行う。
 - ② 委員会の事務局として、大学評価室を置く。大学評価室は、自己点検・評価、外部評価を含め、本大学の内部質保証の推進に関する事項を行う。
- (2) 各学部・研究科等における組織体制等
学部・研究科等において、自己点検・評価実施委員会を中心に自己点検・評価を行い、自己点検評価書を作成する。また、学部・研究科等は、全学の点検・評価結果を受けて改善の実施を求められた事項について、改善計画の提出及び改善結果の報告を委員会に上程する。
- (3) 外部評価に係る組織体制等
 - ① 学長の諮問機関として有識者懇談会を置き、外部評価を依頼する。
 - ② 学長は、評価の結果を尊重するとともに、委員会に報告するものとする。
 - ③ 学長は、評価の結果、教育研究をはじめとする大学の諸活動について改善が必要と思われる事項があった場合は、当該学部・研究科等の長に委員会を通して改善の実施を求めるもの

とする。この場合において、当該学部・研究科等の長は委員会に改善計画の提出及び改善結果の報告を行うものとする。

(4) 教学マネジメントを支える基盤

本大学における教学マネジメントを支える基盤として、FD 活動推進委員会及び IR 推進本部を置く。FD 活動推進委員会において、授業等教育活動に関する研修及び研究を計画的に行うとともに、IR 推進本部において、学生、教学に関する情報の収集及び分析並びに学内外に対する情報提供を行う。委員会と両組織が連携して、本大学における教育活動の継続的改善に寄与するものとする。

以 上